

## 湯河原町職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p> </p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の<u>7月</u>から10月までの期間内における、週休日、条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて5日の範囲内の期間</p> <p>(18) (略)</p> <p> </p> <p>(21) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p> </p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の<u>6月</u>から10月までの期間内における、週休日、条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて5日の範囲内の期間</p> <p>(18) (略)</p> <p> </p> <p>(21) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	